

○奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則の制定について（例規）

（昭和54年 3 月20日例規第12号）

〔沿革〕 平成13年 3 月例規第15号、15年 2 月第 6 号改正

奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号。以下「細則」という。）の一部が改正され、昭和54年 2 月10日から施行されているが、その運用に当たっては次により誤りのないようにされたい。

記

第 1 改正の趣旨

細則を、昭和53年 5 月法律第53号をもって一部改正された道路交通法に適應させるとともに、本県の交通情勢に対応するため関係規定の一部が整備されたものである。

第 2 改正の要点

- 1 緊急自動車及び道路維持作業用自動車の公安委員会への届出制度に関する次の規定が整備された。（第 7 条、第 7 条の 2、第 7 条の 3、第 7 条の 4 ）
 - （ 1 ） 緊急自動車及び道路維持作業用自動車の届出書等の様式を定めた。
 - （ 2 ） 届出車両運転中における、届出確認証の備え付けを義務づけた。
 - （ 3 ） 緊急自動車及び道路維持作業用自動車に係る指定証、届出確認証の記載事項に変更が生じたときの届出を義務づけた。
- 2 警衛、警護に使用中の自動車については、公安委員会が道路標識等によって行うすべての交通規制の対象から除外した。（第 7 条の 5 ）
- 3 緊急自動車及び専ら交通の取締りに従事する自動車について、最高速度規制の特例を設けた。（第 9 条の 2 ）
- 4 軽車両の灯火の性能基準を改め、反射器材に関する基準を設けた。（第12条）
- 5 自動車の乗車人員に関する規定を細分化した。（第13条）
- 6 自転車の制動装置の備え付け義務が法定化されたため制動装置に関する規定を削除した。（第15条）
- 7 積雪又は凍結した道路を走行するときのすべり止め措置に関する規定を改めた。（第15条）
- 8 副安全運転管理者制度の新設に伴い、その届出要領等を追加した。（第16条）
- 9 安全運転管理者等を解任する場合の手続を明確にした。（第17条）
- 10 自動車使用制限の様式を定めた。（第18条の 2 ）
- 11 道路における禁止行為を追加した。（第19条）

第 3 運用解釈上の留意点

1 緊急自動車、道路維持作業用自動車の届出（第7条の2、第7条の3関係）

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第13条第1項の規定に基づく緊急自動車及び第14条の2第1号の規定に基づく道路維持作業用自動車（以下「緊急自動車等」という。）の届出の受理等については、別記「緊急自動車、道路維持作業用自動車届出確認証及び仮届出確認証の交付要領」により処理すること。

2 警衛等に使用する車両に対する交通規制の特例（第7条の5関係）

- （1） 警衛規則に規定する自動車お列内の自動車とは、警衛規則（昭和44年国家公安委員会規則第2号）第18条に定める自動車の編成内の自動車をいう。
- （2） 警護要則に規定する自動車警護列内の自動車とは、警護要則（昭和40年国家公安委員会規則第3号）第4条第6号に定める警護対象者のために編成された自動車列内の自動車及び計画に従って当該任務に従事する自動車をいう。

3 最高速度規制の特例（第9条の2関係）

第2号中「もっぱら交通取締りに従事する自動車」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第6条に定める自動車をいう。

4 軽車両の乗車又は積載の制限（第13条関係）

第1号(ウ)に規定する軽車両等運送事業とは、いわゆる「輪タク業」をいう。

5 運転者の遵守事項（第15条関係）

第3号中「雪路用タイヤ」とは、スノータイヤ、スノースパイクタイヤをいう。

「磨耗していないもの」とは、タイヤの接地面の突出部がおおむね50パーセント以上残っているものをいう。

6 副安全運転管理者の選任の届け出（第16条関係）

- （1） 副安全運転管理者に関する届出書は、当該自動車の使用の本拠地を管轄する警察署を経由して提出させ、うち1通は当該警察署で保管すること。
- （2） 届出書を受理する警察署にあっては、当該届け出に係る者が規則第9条の9第2号に定める要件を具備しているかどうかを確認すること。
この場合、選任された者が実際にその任務を全うできる状態にあるかどうかについても確認すること。
- （3） 警察署には、副安全運転管理者台帳（奈良県道路交通法施行細則の全部改正について（昭和48年12月例規第59号）に定める様式）を備え付け、選任届又は解任届を受理した際、必要事項を記入しておくこと。
- （4） 副安全運転管理者に関する届出書の「整理番号」欄には、安全運転管理者に関する届出書の「整理番号」欄に付されている番号の枝番号を次図の要領で記入す

ること。

例

整 理 番 号 (安管 1 - 1)

7 道路における禁止行為（第19条関係）

第9号中、「その他これらに類するもの」とは、「かんしゃく玉」、「打上げ花火」等をいう。

別記

緊急自動車、道路維持作業用自動車届出確認証及び仮届出確認証の交付要領

（趣旨）

第1 この要領は、奈良県道路交通法施行細則（以下「細則」という。）第7条の2及び第7条の3に規定する緊急自動車及び道路維持作業用自動車の届け出等の事務処理に関し必要なことを定めるものとする。

（専決処理）

第2 緊急自動車及び道路維持作業用自動車の届け出に係る事務は、当該自動車を使用する者の住所地（所在地）を管轄する警察署長が専決処理するものとする。

（届け出を受けたときの措置）

第3 緊急自動車届出書（以下「届出書」という。）の提出を受けたときは、道路維持作業用自動車
次の事項を確認のうえ受理すること。

（1） 所定の要件を具備しているかどうか。

（2） 届け出に係る自動車は、その用途に必要な構造又は装置を有しているかどうか。

2 当該届け出に係る自動車の使用目的、形状構造等が緊急自動車又は道路維持作業用自動車としての要件を満たしているかどうかの判断が出来ないときは、警察本部主管課長と十分協議して処理すること。

（交付要領）

第4 届出書を受理したときは、次により届出確認証を交付するものとする。

（1） 緊急自動車等の届け出は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく登録又は車両番号の指定を受ける前に行われることになっているので、届出書を受理したときは、緊急自動車届出受理台帳（以下「台帳」という。）に所要事項を記載するとともに、届出確認証2通（正本及び副本）を作成し、副本（以下「仮届出確認証」という。）を届出者に交付すること。

この場合、仮届出確認証の左上部欄外に「仮」と朱書し「交付番号」欄はそのまま空白にしておき「摘要欄」に取扱者の所属、職（階級）、氏名を記入、押印しておくこと。

- (2) 届出確認証(正本)は、当該自動車の登録番号又は車両番号が確定したのちに、
仮届出確認証と引換に交付するものとする。

この場合、届出確認証(正本)及び仮届出確認証に交付番号(台帳の「届出確認証番号」欄の番号と同番号)及び登録(車両)番号を記入し、双方に契印しておくこと。

- (3) 届出確認証の交付番号は、各警察署ごとの暦年の一連番号とする。

なお、この番号には、奈良県警察行政文書管理規程(平成14年3月奈良県警察本部訓令第7号)第25条に規定する所属記号を次の要領で冠記すること。

<例> 奈良警察署の場合.....奈第 号

(即日交付の原則)

- 第5 届出確認証は、届け出を受理した当日に交付するものとする。

このために、警察署における決裁手続等事務処理要領について内部体制を整備しておくこと。

(受理した届出書の取扱い)

- 第6 受理した届出書の取扱いは、次によること。

- (1) 1通は警察署に保管し、1通は交通部交通企画課(以下「交通企画課」という。)へ送付すること。

- (2) 警察署で保管する届出書はファイル対象外文書として別に編綴し、届け出に係る自動車を廃車し、又は使用しない旨の届け出を受けるまでの間保管すること。

なお、仮届出確認証については、届出書に添付しておくものとする。

- (3) 交通企画課に送付する届出書には、届出確認証の「交付年月日」、「交付番号」を記載しておくこと。

(その他)

- 第7 届出確認証の交付手続きについては、届出者に十分説明して、無用の負担をかけるないように配慮すること。